

条例施行規則様式第26号(第46条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 30日

長野県知事 安部守一様

提出者

住 所

長野県佐久市中込2598

氏 名 株式会社 光和建設
代表取締役 柳澤 健一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0267-62-1494

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 光和建設
事業場の所在地	長野県佐久市中込2598
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事商 360, 340, 000
③従業員数	78人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（4年度）実績】		別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり				
	排 出 量	t	t			
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】		別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり				
	排 出 量	t	t			
	(今後実施する予定の取組)					
リサイクル出来るものを分別している						
引き続きリサイクルできるものを徹底的に行う						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維、金属くず、がれき類 リサイクルできる取引先へ委託している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラス陶磁器くず、がれき類 再生できるよう分別して埋立の減量に務める

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（4年度）実績】別紙のとおり	
①現状	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（4年度）実績】別紙のとおり	
①現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
燃料・再生出来るものは取引先へ委託して処理を行っている			
②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量			
(今後実施する予定の取組)			
引き続き分別を徹底する			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
該当なし			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 4 年度）実績】		別紙のとおり
①現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	全処理委託量	t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組)				
破碎分別して出来る範囲で路盤材として再利用している				

(第5面)

②計画	【目標】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
従来通り実施していく			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

実績：前年度産業廃棄物排出量
計画：当年度産業廃棄物排出量の目標値

単位:t

産業廃棄物の種類	総排出量	自ら再生利用を行った量	自ら自然吸収を行った(行う)量	自ら中間処理にまわり減少しした(行う)量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		全処理委託量	中生利川業者へのみの処理委託量	認定燃回収施設設置者へのみの処理委託量	認定燃回収施設設置者へのみの燃回収を行った量	認定燃回収施設設置者へのみの燃回収を行った量
					計画	実績				計画	実績
① 実績	②+⑧	⑤	⑥	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1 燃え殻											
2 汚泥											
法 律											
3 廃油											
4 廃酸											
5 廃アルカリ											
6 廃プラスチック類	3.30	4.00	3.30	4.00							
1 紙くず	3.10	4.00	3.10	4.00							
2 木くず	88.40	90.00	88.40	90.00							
3 繊維くず	11.30	12.00	11.30	12.00							
4 動植物性残さ											
5 ゴムくず											
6 金属くず	47.4	50			47.4	50					
7 フラスくず・コンク リートくず及び陶磁器く ず	20.5	20	20.5	20							
令 8 鉛さい	365.60	370.00					365.60	370.00	365.60	370.00	
9 がれき類											
10 家畜ふん尿											
11 家畜の死体											
12 動物系固形不要物											
13 ばいじん											
14 処分するため処理したもの											
合 计	539.60	550.00	126.60	130.00	0.00	0.00	47.40	50.00	0.00	365.60	370.00
										0.00	0.00
										0.00	0.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量

【記載方法】
各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績(現状)を右に本年度の目標(計画)の産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。

・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。

・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、自ら直接利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。

・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分を行った量を記載してください。

産業廃棄物の一連の処理工程

廃プラスチック	⇒ 中間処理施設（自社内）	⇒	固形燃料（再資源化）
紙くず	⇒ 中間処理施設（自社内）	⇒	固形燃料（再資源化）
繊維くず	⇒ 中間処理施設（自社内）	⇒	固形燃料（再資源化）
木くず	⇒ 破碎処理施設（自社内）	⇒	木材チップ（再資源化）
金属くず	⇒	⇒	⇒ 有価物
ガラスくず	⇒ 破碎処理施設（自社内）	⇒	埋立
	⇒ 再生委託業者へ委託処理	⇒	原料として再資源化
石膏ボード	⇒ 破碎処理施設（自社内）	⇒ 紙くず	固形燃料（再資源化）
		⇒ 石膏	⇒ 土壌改良材
がれき類	⇒ 再生処理委託業者へ委託処理	⇒	再生碎石として再資源化

管理体制図



